

## 金融機関との新たな連携強化システムについて

平 9.10.14 警察庁丙暴二発第 16 号、警察庁丙暴一発第 21 号、警察庁刑事局長から各地方機関の長、各都道府県警察の長、(参考送付先)庁内各局部署長あて

### (概要)

いわゆるバブル経済期の後、金融機関に大量の不良債権が発生し、暴力団等が様々な形態で不良債権の回収を妨害することにより、莫大な資金を獲得している状況にある。このため、不良債権関連事犯の検挙はもちろん、暴力団等による不当な介入行為の排除のためにも、債権者たる金融機関との連携を一層強化する必要がある。

本通達は、金融機関との新たな連携システムの設置及びその運用上の留意事項を指示したものである。

主な指示項目の概要は、

警察への連絡

警察庁から関係都道府県警察への通報

個別事件の指導

情報交換会

連絡担当者の指定

金融機関等への働きかけ

等である。